

第14条 決済

1. 1. 会員クリエイターと会員導入企業は、制作代金の授受に関する事務処理業務を当社に委任し、これに必要な権限を当社に付与するものとします。当社は、会員導入企業から徴収した制作代金について、会員導入企業に代行して、選定クリエイターに対して支払うものとします。
2. 会員導入企業が当社に対し制作代金全額を支払い当社が受領した日の属する月の翌月初日（当日が土日祝日の場合は翌日）限り、当社は、選定クリエイターに対し、制作代金を支払うものとします。
3. 前項の場合、当社は、VideoWorks 手数料を控除のうえ、制作代金を支払うことができるものとし、会員クリエイターは予めこれを承諾するものとします。
4. 当社が事前に書面により承諾した場合を除き、会員クリエイター及び会員導入企業間で、制作代金を直接授受することは禁止されるものとします。
5. クリエイターに対する制作代金の支払いが確定した日から180日が経過した場合、クリエイター及び会員導入企業は、サービス料金にかかる返還請求権、確定した制作代金の支払請求権、その他一切の権利を失い、当該制作代金は当社に帰属するものとします。